

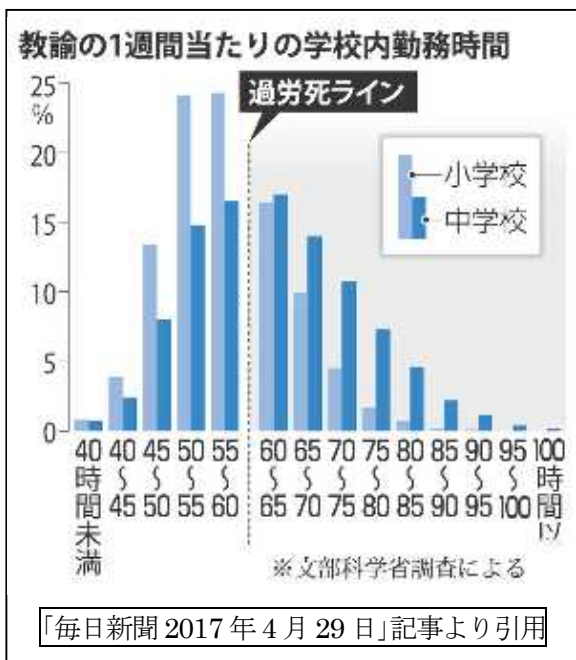
視点・論点・ところてん

「働き方改革」で教育は変わるのか？その②

前回は教員の多忙化について問題を投げかけ、「課外クラブを指導して当然・・・」「夜間でも保護者対応するのは当然・・・」「教師は遅くまで仕事して当然・・・」。この「当然」という認識から脱却する、「脱当然」というキーワードを紹介した。

現場ではどうか。「月の残業 80 時間以上」が過労死ラインと言われている。週当たりに換算すると「週当たり 20 時間」が一つの目安となる。文部科学省が 2016 年度の教員勤務実態調査結果を公表し、国が示す「過労死ライン」に達する週 20 時間以上の「残業」をした教諭は中学校で 57.7%、小学校で 33.5%に上ることが明らかになった。部活動や授業の増加が主な要因だそうだ。

そんなこともあり、府教委は昨年度、週に最低 1 日は部活動をしない「ノークラブデー」をつくった。「適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに様々な無理や弊害を生む」などとして、文部科学省も通知を出している。「課外クラブの質の低下」を懸念する声も多いし、「クラブの指導により生徒との関係性が向上する」あるいは「クラブ指導は苦にならない」といった声も現実にはある。しかし、部活動の指



導のあり方との「教員の多忙化対策としての働き方改革」は別問題として捉えていくことが必要である。

もう一方で府教委は、教員が週に1度は午後7時までには退勤する「全校一斉退勤日」も併せて実施している（府立高校、支援学校などで実施。ちなみに本校は自主的に午後6時30分を一斉退勤時刻に設定している）。業務内容の見直しは一切せず、時間だけを区切る方策には問題点が多い。しかも、管理職によっては「時間を決めることで、先生方の働き方に対する意識が変わる」と、まるで、勤務時間が長いのは私たち教員の意識の低さのように発言する者も多い。

「週に1回、早い時間に教員が退勤する」ことを保護者にプリントでお知らせしている地域もあるそうだ。それにより、遅い時間の電話対応ができない日もあることを伝えたり、教員にも働き方改革が必要なことを間接的に地域にPRしているとのこと。効果のほどは定かではないが、何とか働き方改革を進めようとしている空気は感じるができる。

「教育」は子どもの成長を願い、ていねいに取り組めば取り組むほど時間がかかるものである。それでも、どこかで業務の見直しをしなければならない。長時間勤務は、教育の質にも影響を及ぼしかねない。

つい先日、中央教育審議会から「教員の働き方改革」について中間まとめ（案）が報告された。総会で中教審の複数の委員からは、教員に時間外手当の支給を認めていない教

職員給与特別措置法（給特法）が「無制限の時間外労働の原因になっている」として、廃止も含めた見直しを検討すべきだとする意見が出た。教員が本来担う業務を絞り込み、それ以外を任せられる専門スタッフの手厚い配置を求める声も上がったようだ。

中途半端にスタッフを募っても、結局教師が出向いて問題解決に当たらなければならない。人手を増やす必要があることを認めるのなら中教審も思い切って教員の増員を検討すべきだ。現場でいくら要望しても一つも進む気配がないが、一人の教員でできることの限界性は改めて共有されるべきだし、声を上げる機会があれば、みんなであきらめず声を上げていきたい。

もう1つは教員の意欲が高まる環境整備だ。管理職によっては、現場に目を向けず教育委員会の代弁者のように職員を管理指導する者も少なくない。また、本来学校は教職員の協同の力で教育を作っていくものだが、現行の「評価・育成システム」は「授業アンケート」の仕組みを加味し、さらに改悪の一途を辿っている。このままでは、教員同士をさらに追い込み疲弊、分断させるだけだ。

教員が働く意欲を高め、少し心に余裕をもって協働することで、仕事の効率化は少なからず進むのではないだろうか。もし「教師の労働時間管理の意識が低いから勤務時間が長くなる」と思っている管理者がいるとしたらその人たちにこそ「働き方の意識改革」が必要だと思う。

（文責：辻内）